

# 食事療養費の負担額について

健康保険法施行規則等の変更により、令和6年6月1日から食事療養費の自己負担額が変わります。

## 一般（70歳未満）の方

（1食につき）

区 分			変更前	変更後
上位所得者（限度額区分ア・イ）			460円	490円
一般（限度額区分ウ・エ）				
小児慢性特定疾病児童等又は指定難病患者			260円	280円
住民税非課税世帯 （限度額区分オ）	過去12ヶ月の 入院日数	90日まで	210円	230円
		91日以降	160円	180円

## 高齢者（70歳以上）の方

（1食につき）

区 分			変更前	変更後
現役並み（区分Ⅲ・Ⅱ・Ⅰ） 一般			460円	490円
指定難病患者			260円	280円
低所得者Ⅱ	過去12ヶ月の 入院日数	90日まで	210円	230円
		91日以降	160円	180円
低所得者Ⅰ			100円	110円

※**選択メニュー**をお申し込みの場合は1食につき**20円が加算**になります。

※**特別メニュー**をお申し込みの場合は1食につき**100円が加算**になります。

岩手県立磐井病院長